

地籍調査事業「一筆地調査、測量工程、地積測定及び地籍簿案、
地籍図作成業務」
(R 4 天萬の一部)
仕様書

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本仕様書は、南部町が国土調査法に基づき実施する地籍調査事業に伴う一筆地調査、地積測定及び地籍案、地籍図作成業務の作業方法等について定めるものである。

(作業規程)

第 2 条 本業務にあたっては本仕様書のほか、委託業務契約書及び下記の法令等により行い、疑義を生じた場合には担当職員と協議し実施すること。

- (1) 国土調査法
- (2) 国土調査法施行令
- (3) 地籍調査作業規程準則
同運用基準
- (4) 地籍調査事業工程管理及び検査規程
同細則
- (5) 地籍調査事業実施要領
その他関係法令、諸通達及び通知等

(計 画)

第 3 条 受託者（以下「乙」という。）は、業務着手前に作業実施計画書、着手届、主任技術者届、現場代理人届等を作成し、委託者（以下「甲」という。）の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとする時も同様である。

(秘密厳守)

第 4 条 (1) 乙は、業務上知り得た個人情報を外に漏らしてはならない。
(2) 業務上収集した情報を甲の許可なく複写及び加工し、庁外へ持ち出してはならない。

(身分証明書及び土地立入)

第 5 条 (1) 乙は業務の実施にあたり、甲が貸与する国土調査法第 24 条第 3 項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示すること。
(2) 調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は既住者にその旨を通知すること。

(3) 乙は業務終了後、速やかに身分証明書を甲に返納すること。

(補 償)

第6条 業務実施にあたり、乙が第三者に与えた損害は、乙の責任において補償するものとする。

(訂 正)

第7条 乙は、業務終了後に成果の誤りがあった場合は、責任をもって直ちに訂正しなければならない。

(保 安)

第8条 乙は、本業務中交通の支障となるような行為はもちろん、公衆に迷惑を及ぼさないよう次の各項により作業しなければならない。

- (1) 交通及び保安に関係ある作業については、あらかじめ所轄官公庁と十分な打ち合わせの上施行すること。
- (2) 本業務従事者は常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起ささないこと。
- (3) 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに甲に報告すること。

第2章 業務の概要

(業務箇所)

第9条 計画区域は次のとおりである。

計画区域	調査面積 km ²	視通条件	縮尺	精度	筆の形状	工程	傾斜条件	一筆平均面積 (m ²)		調査前 筆数
								調査前	調査後	
2202 天萬の一部	0.19	市Ⅱ	1/500	甲3	整形 不整形	E2	平坦	226	252	814/2296
2202 天萬の一部	0.34	市Ⅱ	1/500	甲3	整形 不整形	FⅠ	平坦	226	252	1494/2296
2202 天萬の一部	0.16	市Ⅱ	1/500	甲3	整形 不整形	FⅡ-1 FⅡ-2 G H	平坦	226	252	771/2296

(業務内容)

第10条 一筆地調査の作業内容は下記のとおりとする。

一筆地調査の工程	作業内容
作業進行予定表の作成	作業進行予定表の作成
単位区域界の調査	不要
現地調査の通知	現地調査の通知
標札等の設置	要
市町村の境界の調査	不要
現地調査	所有者、地番、地目、筆界の調査 調査図等の作成
取りまとめ	点検整理

(現地調査)

第11条 立会は乙の主導で行うものとするが、問題点等が生じた場合は監督職員を要請するものとする。

(土地の立入)

第12条 本業務の実施にあたり他人の土地に立ち入る場合は、甲が発行する土地立入証及び身分証明証を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。ただし、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。

(作業に関する業務報告)

第13条 乙は地籍調査業務中、原則として、作業の進捗状況を随時、監督職員に報告するものとする。

(提出書類)

第14条 乙は甲が示す様式により、成果品として関係書類を提出しなければならない。成果品は全て甲の所有とし、甲の承認を受けないで他に公表、貸与してはならない。

第3章 業務の実施

(現地調査の通知)

- 第15条 (1) 乙は現地調査の実施を通知するため土地の所有者その他の利害関係人又はその代理人に立会目的、日時等を記載した立会通知文を作成すること。
- (2) 上記の場合、乙は甲と打ち合わせの上、現地調査に着手する時期を決定し、各作業班にその日時、地番、所有者等を記入し、現地調査立会調書として作成すること。
- (3) 立会通知文は、立会日の2週間前までに甲に提出すること。
- (4) 土地所有者に対して地籍調査の意義及び作業の内容を説明し、現地調査に立ち会うべき旨電話にて連絡すること。
- (5) 調査日程については、筆数・面積等を十分に考慮し、日割及び作業班体制を決定すること。その決定については、監督職員と協議を行うこと。
- (6) 土地所有者への立会通知については、所有者及び共有者全員、所有者が死亡の場合は相続人全員へ通知すること。また、住所不明者については監督職員と協議すること。
- (7) 必要に応じて地元説明会を開催すること。

(境界表示杭の設置)

- 第16条 (1) 筆界標示杭（又は標示板）は、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人が設置するよう説明指導を行うこと。
- (2) 上記により設置された筆界標示杭（又は標示板）のうち、周辺の土地の特定に有効なものを選定し、甲が支給した筆界基準杭（又は金属標）を設置すること。

(現地調査)

- 第17条 (1) 現地調査は、調査図素図に基づいて、おおむね土地の配列の順序に従い、筆毎の土地について、その所有者、地番、地目、及び筆界の調査を行うものとする。
- (2) 各筆の立会については、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人の立会が確実となるよう努め、不備のないようにすること。
- (3) 各筆の筆界の確認は、地籍調査における最も重要な作業の一つであり、調査を円滑かつ迅速に実施するためにも、筆界の確認にあたっては特に入念に対処すること。
- (4) 本地区の最終年度に実施する成果の閲覧（国土調査法第17条）において、土地所有者への立会状況等の説明が必要であるため、

現地立会を把握した現場担当者が出席すること。

(調査図作成)

- 第18条 (1) 筆界点番号標を設置したときは、その都度調査図素図の該当する箇所にその番号を記録すること。
- (2) 調査図素図の表示が現地調査の結果と相違しているときは、当該表示事項を訂正及び修正又は記録するとともに、次の場合には、調査図素図に必要な事項を記録して調査図を作成すること。
- ・分割があったものとして調査する場合
 - ・合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
 - ・新たに土地の表示の登記をすべき土地を発見した場合
 - ・滅失（一部滅失を含む）又は不存在地があった場合
 - ・地番を変更する場合

(地籍調査票整理)

- 第19条 (1) 現地調査の立会の経緯を記録するため、地籍調査票に土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に署名押印させるとともに、地籍調査において同意（承認）を得ることとされている次の場合には、当該同意をした土地所有者又はその代理人あるいは、その相続人に署名押印させるほか、地籍調査票に必要な事項を記録し整理すること。
- ・地番変更をする場合
 - ・分割があったものとして調査する場合
 - ・合併（一部合併を含む）があったものとして調査する場合
 - ・滅失（一部滅失を含む）又は不存在地があった場合
- (2) 上記立会后、再立会を行う箇所については、再立会の際、土地所有者その他の利害関係人又はその代理人に再度、署名押印させるほか、立会の経緯を記録すること。
- (3) 地番区域毎に現地調査を終えたときは、その都度、地番（枝番号を含む）の順序に編綴すること。

(立会処理簿の作成)

- 第20条 (1) 現地調査の立会状況を現地調査立会調書に取りまとめるとともに、筆界の確認が得られない土地及び土地所有者等の立会のできない土地については、調査の経緯等を記入し、再立会調書として作成すること。
- (2) 上記の再立会調書は、各作業班、町名（字名）毎、内容別（民、県道、市道、水路、官有地等）毎に整理し、甲に提出すること。また、再立会日程表は、甲と十分打ち合わせの上で作成し、土地所有者等への連絡をすること。

- (3) 再立会の立会結果は、再立会調書に取りまとめること。
- (4) 現地調査立会調書及び再立会調書は、各作業班に立会処理簿として製本すること。

第4章 検査及び成果品

(検査)

- 第21条
- (1) 全作業完了時、乙において十分な自社点検を行った後、甲の検査を受けるものとする。なお、中間においても、甲の指示があるときは工程毎の検査を受ける場合もある。
 - (2) 修正箇所がある場合は、乙は速やかに修正を行わなければならない。

第5章 その他

(実施時期)

- 第22条 一筆地調査の実施時期については、監督職員の指示に従うものとする。

別表

成果品	
工程	記録及び成果
(E2 工程) 一筆地調査	①一筆地調査図
	②地籍調査票綴
	③作業日誌
	④立会処理簿
	⑤現地調査計画表
(F I 工程) 細部図根測量	①細部図根点選点図
	②細部図根測量観測計算諸簿
	③細部図根点配置図
	④細部図根点成果簿
	⑤精度管理表
(F II-1 工程) 一筆地測量	①一筆地測量観測計算諸簿
	②筆界点番号図
	③筆界点成果簿
	④精度管理表
(F II-2 工程) 一筆地測量	①地籍図一覧図
	②原図
	③地籍図明細図 (必要な場合)
(G 工程) 地積測定	①地積測定観測計算諸簿
	②地積測定成果簿
	③筆界点座標値等の電磁的記録
	④精度管理表
(H 工程) 地籍図・地籍簿の作成	①地籍簿
	②地籍図
その他	①工程表
	②打合せ記録
	③その他作業工程上必要な書類
	④その他監督員が指示するもの